

平成25年度 山形県米粉利用技術アドバイザー派遣事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 県は、米粉利用の取組みを促進し、本県産米を原料とする米粉（以下、「県産米米粉」という。）の利用の拡大を図ることを目的として、米粉利用技術等に関する専門的な知識を有するアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を予算の範囲内で派遣することとする。

(派遣対象となる事業)

第2条 アドバイザー派遣の対象事業は、山形県内の食品加工、料理飲食、旅館等の事業者及びこれらで構成する団体等（以下「事業者等」という。）が行う以下の事業とする。

- (1) 県産米米粉利用技術の普及、向上を目的とするセミナー講習会等
- (2) 県産米米粉を原料とする新商品、新メニューの開発
- (3) その他県が必要と認める事業

2 事業者等は、1事業あたりの指導効果を高めるため、指導を受ける対象者がより多くなるように配慮して計画することとする。

(アドバイザーの選定)

第3条 アドバイザーの選定については、県、事業者等が協議して決定するものとする。

(申込方法)

第4条 アドバイザー派遣を希望する事業者等は、県に対し、次により事前に申込みを行う。

- (1) 事業実施にあたっては、県と協議したうえで、アドバイザーと日程等の連絡調整を行うものとする。
- (2) 事業内容、希望する講師、経費等が決定次第、できるだけ早期に「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣申込書（以下「申込書」という。）」（様式1号）を県に提出する。

(派遣決定)

第5条 県は、申込書の内容を審査し、派遣の可否を「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣通知書」（様式第2号）又は「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣事業不採択通知書」（様式第3号）により事業者に対し通知するとともに、派遣を認めた場合は、「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣依頼書」（様式第4号）によりアドバイザーに対し依頼を行う。

(実績報告)

第6条 アドバイザーは、派遣業務を終了した場合、県に対し、速やかに「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）」（様式第5号）を提出する。

(守秘義務)

第 7 条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを終えた後も同様とする。

(費用の支払い)

第 8 条 県は、実績報告書の内容を審査し、適当と認められる場合には、予算の範囲内において謝金及び旅費を支払う。

2 県がアドバイザーに支払う金額は次のとおりとする。

(1) 謝金は、県がアドバイザーと調整のうえ決定した額とし、事業 1 回あたりの上限を 5 万円とする。

(2) 旅費は、県旅費規程により定められる額とし、事業 1 回あたりの上限を 4 万円とする。

3 県は、予算に達した場合には、アドバイザーの派遣を終了する。

(庶務)

第 8 条 アドバイザー派遣に関する庶務は県農林水産部 6 次産業推進課が処理する。

附 則

1 この要綱は平成 25 年 7 月 30 日から施行する。